

小竹町移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、福岡県人口ビジョン・地方創生総合戦略及びまち・ひと・しごと創生小竹町人口ビジョン・総合戦略に基づき、小竹町内における移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、福岡県（以下「県」という。）と小竹町が共同して行う福岡県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業において、県外から小竹町に移住して就業又は起業等をしようとする者に、予算の範囲内において小竹町移住支援金（以下「移住支援金」という。）を交付することについて、福岡県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要綱（以下「県実施要綱」という。）及び小竹町補助金等交付規則（平成13年小竹町規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付金額)

第2条 移住支援金の額は、2人以上の世帯として申請する場合にあつては100万円、単身者が申請する場合にあつては60万円とする。

2 18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき30万円を加算する。

(対象者要件)

第3条 移住支援金の交付対象者は、次項の要件を満たし、かつ、第3項から第6項までのいずれかに該当し、世帯として申請する場合にあつては、第7項の要件を満たす者とする。

2 移住等に関する要件は、次に定めるとおりとする。

(1) 移住元に関する要件 住民票を移す直前（農林漁業の研修を受講するため、住民票を移した場合は当該住民票異動の直前。）の10年間のうち、通算5年以上かつ直近で連続して1年以上県外に在住していたこと。（ただし、次項第1号並びに第2号、第4項第1号及び第5項の要件に該当する者の申請については、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）、名古屋圏（岐阜県、愛知県及び三重県をいう。以下同じ。）、又は大阪圏（京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県をいう。以下同じ。）の在住に限る。また、第6項の要件に該当する者の申請については、東京圏の在住に限る。）

(2) 移住先に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 令和5年4月1日以降に本町に転入したこと。

イ 移住支援金の申請日において、本町に転入した日から3月以上1年以内（ただし、農林漁業の研修を受講した者については、当該研修期間は

算定に含めない。) であること。

ウ 移住支援金の申請日から5年以上、本町に継続して居住する意思を有していること。

(3) その他の要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定するものをいう。第5項第5号において同じ。）その他の反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

イ 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

ウ その他、県及び小竹町が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

3 就業等に関する要件は、申請者が次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) 一般の場合 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 勤務地が東京圏、名古屋圏又は大阪圏以外の地域に所在すること。

イ 就業先の求人が、移住支援金の対象として福岡県移住・就業マッチングサイト又は他の道府県における同種のマッチングサイトに掲載されていること。

ウ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において継続して3月以上在職していること。

オ 上記求人への応募日が、当該マッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

カ 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(2) 専門人材の場合 プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 勤務地が東京圏、名古屋圏又は大阪圏以外の地域に所在すること。

イ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において継続して3月以上在職していること。

ウ 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務

する意思を有していること。

エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

オ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) 人材確保困難職種への就業の場合 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 別表第1の左欄に掲げる対象職種に応じ、同表右欄に掲げる就職支援サイト又は無料職業紹介所により福岡県内の事業所等に就職していること。

イ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

ウ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において3月以上在職していること。

エ 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。

オ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(4) 自営での農林漁業への就業の場合 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 農林漁業に係る別表第2に掲げる人材確保支援策を活用した者であること。

イ 移住支援金の申請日から5年以上自営での農林漁業への就業を継続する意思を有していること。

(5) 人材育成事業の活用による就業の場合 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 別表第3に掲げる人材育成事業におけるマッチング支援を活用して就業した者であること。

イ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

ウ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において3月以上在職していること。

エ 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。

オ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用

であること。

4 テレワークに関する要件は、申請者が次のいずれかに該当することとする。

(1) 一般の場合 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと

。

イ デジタル田園都市国家構想推進交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(2) 福岡県テレワーク推進企業移住体験促進事業の参加者の場合 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 過去2年以内に、福岡県テレワーク推進企業移住体験促進事業補助金を受けて実施されたワーケーション・移住体験の取組に参加していること。

イ 上記アに示す取組を実施した企業・団体等に現に所属している職員又は役員であること。

ウ 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと

。

エ デジタル田園都市国家構想推進交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

5 起業等に関する要件は、申請日前1年以内に県が県実施要綱に基づき実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていることとする。

6 関係人口に関する要件は、次の各号の全てに該当することとする。

(1) 転入時において50歳未満である者（2人以上の世帯で移住の場合は、申請者又は配偶者のいずれかが50歳未満であること。）

(2) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、県内の事業所に就業又は町内で起業により就業した者であること。ただし、5年以上継続して就業する意思を有していること。

(3) 次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

ア 過去に1年以上小竹町に居住していた者

イ 小竹町に所在する学校に在学していた者

ウ 小竹町が実施するお試し居住事業を過去に利用した者

エ 過去5年以内に小竹町にふるさと納税で寄附した者

7 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合に限る。）は、申請者を含む2人以上の世帯員が、次の各号の全てに該当することとする。

- (1) 移住元において同一世帯に属していたこと。
- (2) 申請日において同一世帯に属していること。
- (3) いずれも令和5年4月1日以降に小竹町に転入したこと。
- (4) いずれも申請日において転入後3月以上1年以内であること。
- (5) 暴力団その他の反社会的勢力と関係を有する者が含まれていないこと。

（交付申請）

第4条 移住支援金の申請者は、小竹町移住支援金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 小竹町移住支援金の交付申請に関する誓約事項（様式第1号別紙1）
- (2) 小竹町移住支援金に係る個人情報の取扱いに関する同意書（様式第1号別紙2）
- (3) 移住元の住民票の除票の写し（2人以上の世帯の場合は世帯員分を含む。）
- (4) 移住先の住民票の謄本の写し
- (5) 写真付き本人確認書類の写し
- (6) 振込先の口座を確認できる預金通帳又はキャッシュカードの写し（申請者本人名義のもの。）
- (7) 就業証明書（就業の場合は様式第2号、テレワークの場合は様式第2号の2）
- (8) 支援策活用証明書（様式第2号の3。自営の場合に限る。）
- (9) 起業支援金の交付決定通知書の写し（起業の場合に限る。）
- (10) 在学期間の分かる卒業証明書又は成績証明書等（東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学していた場合に限る。）
- (11) 開業届出済証明書及び個人事業等の納税証明書（東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた個人事業主に限る。）
- (12) 指定の就職支援サイトから申し込みを行ったことが確認できる書類（人材確保困難職種の就職支援サイト等で農林漁業職、看護師職、保育士に就業した場合に限る。）
- (13) 福岡県福祉人材センターが発行した紹介状の写し及び介護施設等との雇用契約書等の写し（人材確保困難職種の就職支援サイト等で介護職に就業した場合に限る。）

- (14) 受講を証する書類（人材育成事業を活用して就業した場合に限る。）
- (15) 前条第6項第3号の要件を満たすことを証する書類（関係人口の場合に限る。）

（交付決定等の通知）

第5条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに小竹町移住支援金交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 審査の結果、移住支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における移住支援金を交付しない場合は、速やかに小竹町移住支援金不交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

（交付請求）

第6条 前条第1項の規定により交付決定の通知を受けた申請者は、小竹町移住支援金交付請求書（様式第5号）により、移住支援金を請求するものとする。

（報告及び立入調査）

第7条 町長は、本事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があるときは、移住支援金の申請者及び申請者の就業先に対し、本事業に関する報告を求め、又は立入調査を行うことができる。

（返還請求）

第8条 町長は、移住支援金の交付決定を受けた者が次に掲げる要件に該当する場合は、移住支援金の全額又は半額の返還を請求するものとする。ただし、就業先の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして県知事及び町長が認めた場合はこの限りでない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金の申請日から3年未満に本町から転出した場合

ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 県が県実施要綱に基づいて実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に本町から転出した場合

（補則）

第9条 この告示に定めるもののほか、移住支援金の交付に関し必要な事項は

、県及び小竹町が協議して定める。

附 則

この告示は、令和５年４月１日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

対象職種	就職支援サイト又は無料職業紹介所
農林漁業職	農林漁業就職応援サイト
保健師、助産師、 看護師、准看護師	e ナースセンター（必ず福岡県を登録すること）
保育士	福岡県保育士就業マッチングサイト「ほいく福岡」
介護職	福岡県福祉人材センター

別表第 2（第 3 条関係）

実施主体	人材確保支援策の名称
市町村	農業次世代人材投資事業（経営開始型） 新規就農者育成総合対策（経営開始資金）
地域協議会	中山間地域活力創出推進事業
福岡県水産団体指 導協議会	経営体育成総合支援事業

別表第 3（第 3 条関係）

実施主体	人材育成事業の名称
県	D X 人材育成・確保促進事業
	女性 I T 人材育成事業
	人材不足分野雇用促進事業 ※人材不足分野雇用促進事業におけるマッチング支 援活用後の就業先は、医療福祉、農林漁業に限る。